

(仮称) 由利本荘洋上風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 本事業は、沖合約 1km～4km、由利本荘市の沿岸約 30km に及ぶ海域に、最大 83 基もの風力発電機を設置する計画の洋上風力発電事業であることから、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、事業の実施による環境影響を可能な限り回避又は低減するよう配慮すること。なお、意見聴取は複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- (3) 今後の事業計画の検討に当たっては、地域住民等からの情報収集に努め、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価して事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。
- (4) 方法書においては、事業の位置・規模等を可能な限り明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を記載すること。
- (5) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）周辺には、既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、他事業者との情報共有に努め、本事業の実施による累積的な影響を回避又は低減するよう配慮すること。

2 個別的事項

(1) 動物

ア 想定区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の主要な移動経路となっている可能性があるほか、想定区域及びその周辺では沿岸部を生活域とする魚食性鳥類の生息が確認されている。また、当該区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、本事業の実施によるこれら鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言を踏まえ、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減す

るよう配慮すること。

イ 想定区域及びその周辺の海域は、県の魚であるハタハタ等の産卵場及び稚魚の生育場並びに溯河性魚類であるサクラマス等の重要な回遊経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響が懸念される。

このため、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、可能な限り生息状況を適切に把握した上で、本事業の実施による海生生物への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(2) 景観

想定区域周辺には主要な眺望点である「本荘マリーナ」や「西目海水浴場」等が存在することから、本事業の実施によるこれら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、地域住民等からの意見を踏まえ、本事業の実施に伴う景観への影響を回避又は低減するよう配慮するとともに、主要な眺望点の設定に当たっては、地域住民等からの情報収集に努め、日常的な生活環境の場からの景観についても十分に配慮すること。